

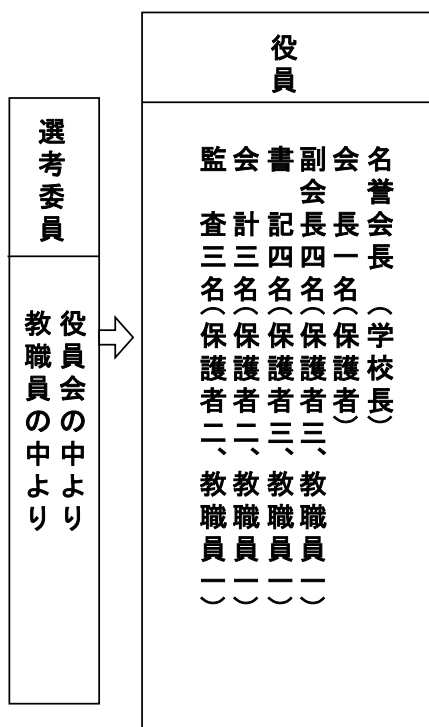
1. PTA組織図



役員・委員の選出の流れとその機能

役員会

各役員は役員選考委員会で選出し、3月総会で承認を受ける。但し名誉会長は学校長とする。副会長以下の各役員には、学校側からも参加する。



桜川中学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 本会は東京都板橋区立桜川中学校PTAと称し事務所を同校内に置く。

第2条 本会は生徒の心身の健全なる発達と安全を図り、よりよい環境をつくることを目的とする。

第3条 前条の目的を遂げるため次の行動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡
2. 生徒の生活環境をよくする。
3. 会員相互の教養を高め親睦を深める。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 会員は本校に在籍する生徒の保護者、及び本校に勤務する学校長と教職員とする。
2. 会員は会費を納入しなければならない。
但し、事情に応じ役員会を経て会費を免除または軽減することができる。

第3章 役 員

第5条 本会の役員は次の通りとする。

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 会 長 | 1名(保護者) |
| 2. 名誉会長 | 学校長 |
| 3. 副 会 長 | 4名(保護者3、教職員1) |
| 4. 書 記 | 4名(保護者3、教職員1) |
| 5. 会 計 | 3名(保護者2、教職員1) |
| 6. 会計監査 | 3名(保護者2、教職員1) |

第6条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長・名誉会長はすべての会合に出席し意見を述べることができる。
2. 会長は一切の会務を処理する。
3. 副会長は会長を助け会長不在のときはその職務を代行する。
4. 書記は総会・役員会及びその他すべての本会の記録をする。また各種の会合について通知する。
5. 会計は本会のすべての金銭の収支を記録し会計監査の要求に応じて会計報告をする。また会計監査から決算の監査を受け総会に提出しなければならない。
6. 会計監査は本会の会計経理状況について監査し、決算監査の状況を総会に報告しなければならない。

第7条 役員の選出は次の通り行われる。

1. 役員選考委員会は役員会で選ばれた役員選考委員により構成する。
2. 役員選考委員会は役員候補者を会員中(新年度に引き続き会員である者及び新たに会員になる者)より役員の定数だけ選出する。
3. 会員は役員候補者を会員中(新年度に引き続き会員である者及び新たに会員になる者)より推薦することができる。但し、選考委員会の指定した日までに届け出なければならない。
4. 役員候補者の指名はその氏名を発表する前に本人の同意を得なければならない。
5. 役員は総会の承認を得なければならない。
6. 役員は欠員を生じた場合は1項から5項に準じて選出する。
7. 前年度役員は新年度総会まで新役員を補佐する。

第4章 総会及び委員会

第8条 総会は予算及び決算の承認、役員の承認その他一切の重要な事項について決議する。

第9条 総会は会長が招集し、原則として次の定期総会を開く。

1. 新年度役員選出にかかわる総会(3月)
 2. 決算承認、予算審議、行事計画(5月)
- 更に必要があれば臨時に開くことができる。なお会員の5分の1以上の要求がある場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第10条 総会の定数は会員の過半数とする。(委任状を含む)

第11条 総会の決議は出席者の過半数をもって成立する。

第12条 総会の議長は会長がその任に当たる。

第13条 本会に必要な場合には特別委員会を設けることができる。但し、特別委員会の組織並びに運営については役員会に図らなければならない。

第14条 役員の任期は一年とする。但し、再任は妨げない。
なお補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 経 理

第15条 本会の経費は会費収入によって支弁する。会費は一世帯年額1500円とする。

第16条 本会の会計は総会で認められた予算に基づいて行なう。

第17条 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。

第6章 顧 問

第18条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の承認を得なければならない。

第7章 付 則

第19条 本規約の改正は総会の議決を要する。

第20条 本規約を実施するに当たり総会の承認を得て細則、内規を設けることができる。

第21条 本規約は令和7年4月1日より実施する。

昭和31年4月24日制定
昭和38年5月 2日一部改正
昭和41年3月31日改正
昭和43年5月11日一部改正
昭和47年5月11日一部改正
昭和48年5月 9日一部改正
昭和51年5月 7日一部改正
昭和56年2月19日一部改正
昭和58年5月10日一部改正
昭和59年1月26日一部改正
昭和63年1月22日一部改正
平成 2年3月16日一部改正
平成 8年2月17日一部改正
平成13年3月 3日一部改正
平成18年3月12日一部改正
平成25年3月13日一部改正
平成28年3月12日一部改正
令和 3年3月13日一部改正
令和 7年3月17日一部改正